

佐賀県告示第 237 号

佐賀県財務規則に基づく予算に関する書類の様式の決定（平成 18 年佐賀県告示第 253 号）の一部を次のように改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この告示による改正前の佐賀県財務規則に基づく予算に関する書類の様式の決定に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

平成 28 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第 1 号 略</p> <p style="text-align: right;">本部名</p> <p>略</p> <p>注 略</p>	<p>様式第 1 号 略</p> <p style="text-align: right;">部名</p> <p>略</p> <p>注 略</p>
<p>様式第 5 号 略</p> <p>経営支援本部長 様</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第 5 号 略</p> <p>総務部長 様</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>様式第 7 号 略</p> <p style="text-align: right;">経営支援本部長</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第 7 号 略</p> <p style="text-align: right;">総務部長</p> <p>略</p> <p>略</p>